

秋田県公報

目 次

告示	ページ
○自衛官の募集期間(二〇一・総務課)……………	1
○自衛官採用試験の試験期日等(三〇二・総務課)……………	1
○漁船損害等補償法による付保義務の発生(三〇三・団体指導室)……………	1
○保安林予定森林の指定通知(二〇四・水と緑の森づくり課)……………	1
公告	
○条件付き一般競争入札の実施(総合防災課)……………	1
○県営土地改良事業工事の完了(秋田地域振興局農林部)……………	3
選挙管理委員会告示	
○公職選挙執行規程の一部を改正する規程(一〇九)……………	3
○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一一〇)……………	3
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一一一)……………	3

告 示

秋田県告示第三百一十号
 平成二十一年度二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十八条の規定に基づき、告示する。
 平成二十一年六月三十日

募集期間
 平成二十一年七月一日から同年九月十一日まで
 秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第三百二二号

平成二十一年度二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定に基づき、告示する。
 平成二十一年六月三十日
 秋田県知事 佐 竹 敬 久

試験期日	試 験 場		募集地域
	名 称	位 置	
	陸上自衛隊秋田駐屯地	秋田市寺内字 將軍野一番地	秋田県全地域
	大館地域職業訓練センター	大館市有浦一丁目八番三十号	大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡
	能代市南部公民館	能代市河戸川 南後田百三十四番一号	能代市 山本郡
受付時に指定する日	学校法人ノースアジア大学	秋田市下北手 字守沢四十六番一号	秋田市 男鹿市 南秋田郡
	鶴舞会館	由利本荘市瓦谷地一番	由利本荘市 にかほ市
	大仙市大曲交流センター	大仙市大曲日の出町二丁目七番五十三号	大仙市 仙北市
	横手市民会館	横手市南町十番一号	横手市 湯沢市 雄勝郡

秋田県告示第三百三三号

次の加入区について漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意があったものと認められたので、同法第百十二条の二第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月三十日
 秋田県知事 佐 竹 敬 久
 秋田市南加入区
秋田県告示第三百四号
 農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
 平成二十一年六月三十日
 秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 保安林予定森林の所在場所
 由利本荘市島海町上川内字大又七六、七七の二
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字大又七六(次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- (一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

次のとおり特定調達に係る条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。
 平成二十一年六月三十日
 秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 入札に付する事項
- (一) 委託名
 衛星通信ネットワークシステム点検整備委託
- (二) 委託場所
 秋田市山王三丁目一番一号県庁第二庁舎(統制局)他百か

所

(三) 委託内容

秋田県総合防災情報システムの基幹となる衛星通信ネットワークであり、県本庁と各地域振興局、各市町村、各消防本部及び各防災関係機関との間で衛星無線通信を確保している秋田県防災行政無線の中核となる部分である。消防庁からの地震や津波に関する緊急連絡、さらには気象庁の発する気象警報などを迅速にこれら機関に送信し、災害を最小限度に食い止めるための緊急通信手段として使用しているほか、通常業務では電話、FAXとしても使用している。さらに、災害時の有線電話網が破壊された場合は、防災関係機関での唯一の通信網となる位置づけの性格を有しているシステムである。これらシステムの構成装置の点検整備を行い、システム全体の動作を確認、検証する。

(四) 委託期間

契約締結の日から平成二十二年二月二十八日

(五) 入札の方法

本委託は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたい者(秋田県公共事業電子入札運用基準(以下「電子入札運用基準」という。))第八又は第九の規定により入札執行者が認められた場合に限る。)にあつては、紙入札方式によることができる。

二 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 秋田県の指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から当該委託の入札の日までの間受けていないこと。

(三) 本委託の特性から以下の事項を満たすものであること。

(1) 点検時、技術者常駐可能なこと。

(2) 不慮の事故の障害にも迅速に対応可能となるよう、通信機器の製造メーカーであること。

(3) 他県などに同様のシステム納入実績があること。

(四) 電子入札運用基準第三に基づく利用者登録を行っていること。

三 入札参加資格確認申請書の提出等

(一) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を次により提出しなければならない。

(1) 提出書類等

競争入札参加資格確認申請書(様式第一号)

(2) 提出方法

電子入札システムによる。

ただし、紙入札方式による場合(電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合に限り。以下同じ。)は、秋田県知事公室総合防災課計画・情報班に一部持参すること。

(3) 提出期間

平成二十一年七月一日(水)午前九時から同月八日(水)午後五時まで(サーバ停止時間を除く。)

(4) 用紙の配布

電子入札システムの入札情報サービスによる。

(二) 入札参加資格の確認は、開札後に原則として落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者(以下「落札候補者」という。)について行い、その他の者については確認は行わないものとする。

(三) 入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出した後落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前であつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

四 設計図書等の閲覧

本委託に係る仕様書、図面、入札説明書、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあつての留意事項(以下「設計図書等」という。)の閲覧は、次により行う。

(一) 閲覧方法 電子入札システムの入札情報サービスによる。

(二) 閲覧期間 平成二十一年七月一日(水)から同月十四日(火)まで

五 設計図書等に対する質問及び回答

(一) 設計図書等に対する質問は、平成二十一年七月十日(金)までに電子入札システムにより行わなければならない。

(二) 上記質問に対する回答は、平成二十一年七月十三日(月)までに電子入札システムにより行う。

六 入札保証金及び契約保証金

(一) 入札保証金

(1) 入札保証金

規則第六十条及び第六十一条の規定するところによる。ただし、規則第六十二条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金

規則第七十七条及び第七十九条に規定するところによる。ただし、規則第七十八条第一号または第二号に該当する場合は免除する。

七 入札書等の提出等

(一) 提出方法

電子入札システムによる。

ただし、紙入札方式による者にあつては、秋田県知事公室総合防災課計画・情報班に持参すること。

(二) 提出期間

平成二十一年七月十五日(水)午前八時三十分から同月十五日(水)午後五時三十分まで(サーバ停止時間を除く。)

ただし、紙入札方式による者にあつては、(三)の開札予定時刻までに入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(三) 開札予定時刻

平成二十一年七月十六日(木)午前十時

(四) 入札書に記載する金額

落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(五) その他

(1) 入札執行回数は、二回までとする。

(2) 開札の結果、入札参加者が一者であつた場合であつても、入札を執行するものとする。

八 落札者の決定方法

(一) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が二者以上であるときは、電子入札運用基準第十五に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(二) (一)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であつて次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

(1) 落札候補者の入札価格によつては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

(10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札
その他

- (一) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (二) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認められた場合には説明を求めることがある。
- (三) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあつたての留意事項を遵守しなければならない。
- (四) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が二に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (五) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則及び秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

十一 問い合わせ先

- (一) 入札に関する事項
秋田県知事公室総合防災課計画・情報班
秋田県秋田市山王三丁目一番一号 電話番号〇一八(八六〇)四五六七
- (二) 設計図書に関する事項
秋田県知事公室総合防災課計画・情報班
秋田県秋田市山王三丁目一番一号 電話番号〇一八(八六〇)四五六七

Summary

- 1 Subject matter of Contract : Maintenance Service for a satellite communications network of Lascom
 - 2 Contracting Period : From July 1, 2009 to July 14, 2009
 - 3 Time limit for submitting tender : 10:00 July 16, 2009
 - 4 Contact point for the notice : Disaster Prevention Division, Akita prefectural sannou 3-1-1, Akita City, Akita prefecture, Japan 010-8572 TEL 018-8604567 (Japanese only)
- 県営土地改良事業(新波地区経営体育成基盤整備事業)につき、その工事を平成二十一年三月十八日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年六月三十日

選挙管理委員会告示

秋田県知事 佐竹敬久

秋選管告示第九号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成二十一年六月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

別表第三中

身体障害者療護施設 あすなる なる	鹿角郡小坂町小坂字仁吾平十六番地	を
障害者支援施設あす なる	鹿角郡小坂町小坂字仁吾平十六番地	に

改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

秋選管告示第一百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。
平成二十一年六月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

五十分の一の数 一八、七二四
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二二、六九三

秋選管告示第一百一十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(そ

- (2) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき
- (三) (二)によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者(該当する者が二人以上である場合は(一)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(二)の確認等を行うものとする。
- (四) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (五) 契約担当者は、(二)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- (六) (五)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して二日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(五)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して十日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。
- 九 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
(一) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
(二) 開札日から落札決定の日までの間において、二に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
(三) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
(四) 同一の入札について二人以上の入札者の代理人となつた者の入札
(五) 談合その他不正の行為によつて行われたと認められる入札
(六) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
(七) 委任状を持参しない代理人のした入札
(八) 記名押印を欠く入札(電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者のした入札)
(九) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかつた者のした入札

の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十一年六月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	八九、四五八
能代市山本郡	二六、七三三
横手市	二八、四一六
大館市	二二、六五六
男鹿市	九、七九三
湯沢市雄勝郡	二〇、八六四
鹿角市鹿角郡	一一、八七九
由利本荘市	二四、三五八
潟上市	九、七二二
大仙市仙北郡	三二、二二〇
北秋田市北秋田郡	一一、七五二
にかほ市	七、八三一
仙北市	八、七一八
南秋田郡	七、六五七

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十一年三月三十一日(号外第二号)公布秋田県規則第二十三号(秋田県県税条例施行規則等の一部を改正する規則)
 (原稿誤り)
 十八 中 二十七 第四十四条の二 第四十四条の四
 第一項 第一項

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(86)八七六六 F A X(86)〇〇〇五
 E-mail:matsubaransatsu@natsubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄